

入学検定料の返還について

次の事由 1～3 のいずれかに該当し、返還申請が受理された場合は、入学検定料を返還します。
※振込み・支払いにかかった手数料については返還できません。

[入学検定料返還申請事由]

1. 入学検定料を納入したが、必要書類を提出しなかった。
2. 入学検定料を納入し、必要書類を提出したが、出願が受理されなかった。
※英語資格書類不足により、「みなし満点」「5点加点」が適用されない場合は、英語の外部資格・検定試験（4技能）の活用方法変更として対応します。不受理による返還対象とはなりません。
3. 入学検定料を納入し、必要書類を提出したが、誤って二重または過剰に納入した。
※クレジットカード支払いにおいて二重に決済が行われた場合等が該当します。
※追加出願により重複が生じた場合は、出願番号単位での取り下げに限り、返還の対応をします。

[申請方法]

- ・「入学検定料返還申請書」（本学所定書式）をダウンロードし、A4 サイズのコピー用紙に印刷し、必要事項をボールペン等で記入・捺印してください。
※フリクションボール等、消せるボールペンは使用しないでください。
※記入内容に誤りがあると、返還手続に支障が生じます。口座情報等は通帳等と照合の上、間違いのないように記入してください。
- ・封筒表面に「入学検定料返還申請書類在中」と朱書きし、下記の送付先へ「簡易書留」扱いで期日までに郵送してください。
※Web 出願時の宛名ラベルは、宛先が異なるため使用しないでください。

[申請受付期限]

2022年3月3日（木）*消印有効

[返還方法および返還時期]

- ・入学検定料返還申請事由に該当しても、申請受付期限までに手続を完了しない場合は、請求に応じられません。
- ・申請者の出願状況や入学検定料納入の有無等について改めて確認した後、順次返還手続を進めます。入学検定料の返還には、返還申請受理後 1～2 ヶ月程度かかる場合があります。予めご了承ください。
- ・返還は「入学検定料返還申請書」に記入された口座への振込をもって完了といたします。
- ・申請書の不備および不受理連絡以外の連絡は行いません。

[お問い合わせ・送付先]

〒261-0014 千葉県美浜区若葉 1-4-1 神田外語大学アドミッション&コミュニケーション部
TEL. 043-273-2476（土日祝を除く 9:30～17:00）

